

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に
関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二)付表一

令六・四・一以後終了事業年度分

国外事業所等の名称等	名称	1				
【No.31】 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（別表六(二)付表五の15欄及び16欄）及び非課税国外所得金額（別表六(二)付表五の17欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。						
区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分
			①	②	③	④
加 算	国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5				
	(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6				
	納付した控除対象外国法人税額	7				
	交際費等の損金不算入額	8				
	貸倒引当金の戻入額	9				
	国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額（別表六(二)付表二「16」）	10				
		11				
		12				
		13				
		14				
	小 計	15				
	貸倒引当金の繰入額	16				
	銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額（別表六(二)付表二「20」）	17				
	保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額（別表六(二)付表四「29」）	18				
	○ ○ ○	19				
減 算		20				
		21				
		22				
	小 計	23				
	仮 計 (5)+(15)-(23)	24				
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (21の①)+(21の③)	25				円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②)+(24の④)		26				

【No.33】 5欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）

【No.32】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。